

# たかが『毎回一般質問』されど一般質問

## ■ 8年間毎回欠かさず一般質問

定例議会は3ヶ月に1回、年4回招集されます。そして全議員に一般質問の権利があります。市政全般について約一時間の自由な質問ができるので、市民から聞いた疑問や自身の考え（提案）をぶつけることになります。

もちろん松坂は公約どおり毎回一般質問に立ちました。（8年間で合計32回）

一般質問は権利というよりは、市会議員として最低限の義務だと考えています。島原市議会では約10名が毎回質問に立ち、毎回質問は常識となっています。「毎回一般質問やっています」と胸を張っても「たかが皆勤ぐらいで何を言う。健康でよかったね。中身が問題だ。」と返されるのが落ちです。

## ■可視化が進む本会議（進む議会改革）

10数年前までは、建て前上は市民に傍聴を許して「公開」されていましたが、実際は『密室同然』でしたので、一般質問も通常質疑討論も今ほど盛んではありませんでした。

ケーブルテレビで放送をやるようになって、議会改革は大きく進みました。はじめに結論ありきの強引な議決は出来にくくなり、途中経過の説明が必要になりました。

途中経過が逐一放映されるようになると、質問する側もされる側もいい加減では済まされなくなり、緊張感とともに、中身が問われるようになりました。

## ■分かりやすい情報公開

当初質問と答弁合わせて1時間の時間制限をしていた頃はだらだらと答弁時間を引き延ばし、次の質問をさせない当局テクニックは見え透いたものになり、2005年6月には質問持ち時間30分（片道30分）に改りました。

これだと、長い答弁をしても質問者の時間を奪えないので、当局は簡潔な答弁をするようになりました。

2007年6月には、**一問一答方式**も採用できるようになり、従前の一括質問方式より分かりやすいということで改革派の議員は積極的に採用しています。松坂も真っ先に取り入れました。島原市議会は全国レベルでいえばかりなり改革が進んでいる方です。

2008年には正面からの議会中継がスタートし、FM・ネット中継もスタート、議員は「見せ方」「聞き方」の工夫も求められるようになりました。

未だ一括で質問をしているのは事前にシナリオ調整が済んでいる、片山総務大臣の言う学芸会（猿芝居）議会に多いようです。

## ■議案質疑や討論も大事

今回の報告書でも（P7～P8など）決算や予算に対する討論なども載せているように、議員の仕事は「一般質問」だけではありません。当局の動きを厳しくチェックし、要所要所で、通常議案に対しての質疑や討論も松坂は忘れません。調整済みの提案を出させ、質問もせず異議なしで通過させることが美德だと思っている議員は不要と言われていますが、松坂もそう思います。

## ■立法府の自覚は？

今、地方議会は、行政の追認機関でしかなく、チェック機能すら働いていない。と言われています。島原市議会もこうした批判は真摯に受け止めなければなりません。

議会は法律（条例）を作る所（立法府）です。条例の提案権は市長と議員の双方にあるのですが、日本全国99%の条例が市長提案です。追認機関といわれてもしかたがありません。

松坂は議員になってから、「議員定数20人条例案」「副市長一人条例」「旅費条例改正」「水道料金条例改正」など、議員提案を繰り返して、その条例の必要性・正当性と合わせて、「議会が決定をする」ことを訴え続けています。

## ■一般質問の大切さ

一般質問以外にも大切なことがあることを報告しましたが、やはり地方議員にとって『一般質問』は最も大事な仕事だと思います。

議会事務局が法的には議会に属していても実質市長の人事権の下にあるなど、二元代表制は名ばかりで、現実には、公務員軍団を率いる市長に『力』が集中しています。

権力が腐敗しないように、議会がチェック機能を果たさなければならないわけです。